

避難支援での災害時要援護者名簿に対する住民意識に関する研究

- 千葉県長生郡一宮町を対象地として -

Study on resident consciousness about the list on persons in need of aids on occasions of disaster

- In case of Ichinomiya-machi, Chosei-gun, Chiba -

○寺崎康雄¹, 近藤健雄², 山本和清²*Yasuo Terasaki¹, Takeo Kondo², Kazukiyo Yamamoto²

Abstract: Aging advances in our country, and there is the person that it is difficult to evacuate at a disaster with it by oneself in a tendency to increase. The persons in need of aids on occasions of disaster was severely damaged by Great East Japan Earthquake and tsunami. So Important problems in the local disaster prevention include refuge support measures at the time of the tsunami disaster. The purpose of this study is intended to get the knowledge for support measures of The persons in need of aids on occasions of disaster. In conclusion, Inhabitants have a low understanding for the list on persons in need of aids on occasions of disaster.

1. 研究背景および目的

我が国では高齢化が進み、それに伴い災害時において自力で避難することが困難である人(以後、災害時要援護者)が増加傾向にある^[1]。東日本大震災では災害時要援護者の人的被害^[2]が多かったことから、津波災害時における避難支援対策が地域防災における重要な課題として挙げられている。内閣府では災害時要援護者の避難支援対策として、平成 18 年 3 月に「避難支援ガイドライン」を策定し、各市区町村に対して災害時要援護者名簿の作成に取り組むよう促してきた。平成 25 年 4 月時点では 1,742 団体のうち、73.4%しか作成済み^[3]ではない現状を受け、新たに平成 25 年 6 月に災害時要援護者名簿の作成を義務化することが盛り込まれた災害対策基本法改正案を施行した^[4]。しかし災害時要援護者名簿の利用には、個人情報保護に対する法的リスクがある。東日本大震災時に災害時要援護者名簿の公開を拒み、機能しなかった例もあることから、市区町村では災害時要援護者名簿を利用した個別避難計画作成のための法整備、組織づくりが課題となっている。

本研究では、自治体と住民の双方の立場から、災害時要援護者の避難支援に対する意識の把握を行い、実効性の高い災害時要援護者支援に対する知見を得ることを目的とする。なお、本稿では災害時要援護者およびその家族に対する意識調査の結果について考察を行う。

2. 研究方法

2. 1 調査対象地の概要

一宮町は房総半島の東部、九十九里平野の最南部に位置する人口 12,485 人、4,970 世帯(平成 25 年 8 月 1 日時点)の町である。海岸線より背後に平野が広がり、

Table 1. Outline of the study

調査対象地	千葉県長生郡一宮町
調査対象者	対象地区内の世帯
調査方法	アンケート票を用いた訪問留め置き調査
アンケート票の配布	配布日 : 平成25年9月7日(土)~8日(日)の2日間
	配布方法 : 調査員による訪問留め置き
	配布数 : 706票(平成25年9月24日時点)
アンケート票の回収	回収期間 : 平成25年9月7日(土)~9月24日(火)
	回収方法 : 郵送回収
	回収数 : 139票(平成25年9月24日時点)
	回収率 : 19.7%

一宮川が中心部を流れているため、津波が遡上しやすい地形を有している。また、対象地では住民基本台帳より名簿を作成済みである。加えて民生委員・自主防災組織による情報収集を行い、1年に1回名簿の更新を行っている。

Table 2. Attribute of the subject n=139

性別	男	102人 (73.9%)
	女	36人 (26.1%)
年代別	30代以下	12人 (8.7%)
	40代	15人 (10.9%)
	50代	25人 (18.1%)
	60代	45人 (32.6%)
	70代	35人 (25.4%)
	80代以下	7人 (5.1%)
世帯人数	1人住まい	15人 (10.8%)
	2人住まい	53人 (38.1%)
	3人以上	71人 (51.1%)

2. 2 調査概要

調査概要および回収結果を Table 1 に示す。調査項目は属性、津波防災意識、津波サインに対する意識、東日本大震災での避難行動、災害時要援護者名簿に対する意識、個人情報に対する意識の計 6 項目である。

2. 3 分析方法

災害時要援護者に対する意識は日常、「支援者」か「要援護者」かといった自身の認識により、その価値感もことなることが想定される。まず災害時要援護者対策に対する意識の把握をおこない、住民の属性、津波防災意識との側面に着目して考察を行う。

3. 被験者の属性

集計結果を Table 2 に示す。性別では男性が 73.9%、女性が 26.1%を占めた。年代別では 60 歳代が最も多く

1 : 日大理工・院(前)・海建 2 : 日大理工・教員・海建

32.6%，次いで 70 歳代が 25.4%を占めた。性別・年代における偏りは、回答者を指定せず、世帯の代表者 1 名から回答を得た影響があると考えられる。世帯人数では 1 人住まいが 10.8%，2 人住まいが 38.1%，3 人住まいが 51.1%を占めた。

4. 災害時要援護者に対する住民意識の把握

災害時要援護者に該当する人をどのような人として認識しているのかを把握した。集計結果を Figure 1 に示す。障がいの有無・健常ではない人に対する支援意識は高く、比べて「高齢者」・「後期高齢者」は軽視されがちであることが把握できた。

5. 災害時要援護者名簿の認知度

災害時要援護者名簿の認知度についての集計結果を Figure 2 に示す。災害時要援護者名簿の管理方法について「知っている」と回答した人は 9%しかおらず、「知らない」と回答した人が多数を占めた。また、災害時要援護者名簿の利用方法について「知っている」と回答した人も 8%と低い。このことから、住民における災害時要援護者名簿に対する認知度は低く、また理解度も低いことが明らかとなった。

6. 災害時要援護者名簿の共有意識

住民に対して日常における名簿共有に対する意識の把握を行った。災害時要援護者名簿の個人情報を援護者に対して知らせておくことに賛成・どちらかといえば賛成と回答した人が合わせて 75%(n=125)を占めた。賛成である理由として自由回答で把握したところ「援護するため・してもらうためには必要である」が多かった。しかし「ある程度狭い範囲であれば」「公的などところで管理するのであれば」といった条件付きで賛成する意見も多く見られた。

7. 年代別にみた個人情報に対する意識

65 歳未満と 65 歳以上に分類して、個人情報の共有範囲および個人情報の保護意識との関係について把握する。分析結果をそれぞれ Figure 3 と Figure 4 に示す。

個人情報を知られても容認できる人・組織についての設問に対して、「自治体」が両者ともに多くを占めた。また「近隣住民」への共有意識は高く、住民同士の交流が円滑に行われている事が窺えた。

知られたいくない自身および家族の個人情報については「病歴・通院歴」が両者ともに多くの回答を占めた。65 歳以上は次いで「障害の有無」であり、他の個人情報に比べて知られることに対する抵抗が強いことが明らかとなった。知られたいくない理由としては、地域内での世間体を気にしており、普段の生活時において周囲から特別視されることを望んでいないことが窺えた。

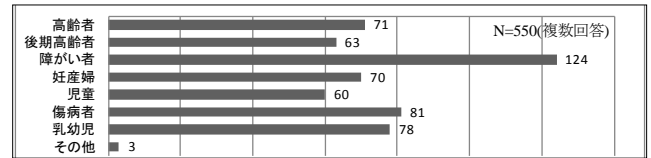


Figure 1. Consciousness of persons in need of aids on occasions of disaster

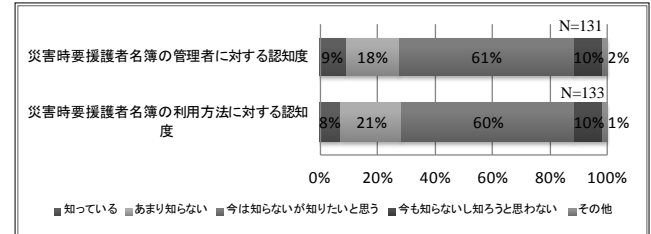


Figure 2. Degree of recognition about persons in need of aids on occasions of disaster

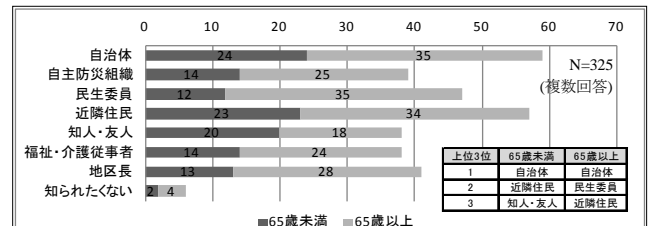


Figure 3. Consciousness of Information sharing range

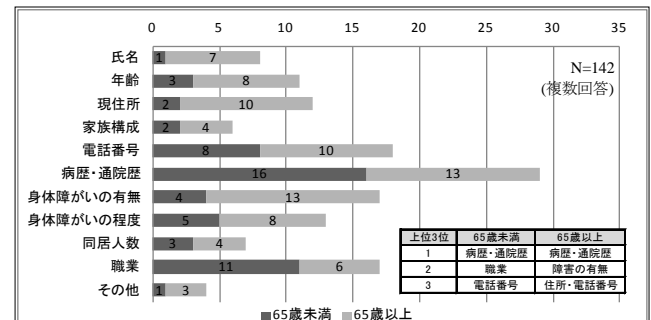


Figure 4. Consciousness of Protection of personal information

8. 結論

得られた知見をまとめる。①災害時要援護者の対象として「高齢者」は軽視されており、災害時要援護者に対する認識の曖昧さが明らかとなった。②日常から個人情報の共有に対して肯定的な意識は高かった。しかし、年代別で見ると、個人情報の共有範囲や知られたいくない個人情報についての意識に対する価値観が異なることが明らかとなった。

以上より、共有範囲として意識の高かった「近隣住民」を支援者として定めた災害時要援護者の支援対策を進めていくことが妥当であると考えられる。そのため共有する個人情報および範囲の精査、および住民に対する災害時要援護者名簿に対する理解度の希薄さを第一に解消することが必要であると考えられる。

【参考文献・参考URL】

- [1] 内閣府, 「平成 24 年版 防災白書」, 平成 24 年 8 月
- [2] 内閣府, 「平成 24 年版 障害者白書」, 平成 24 年 8 月
- [3] 総務省, 「災害時要援護者の避難支援対策の調査結果」
URL: http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList5_6.html
- [4] 内閣府, 「災害対策基本法等の一部を改正する法律」, 平成 25 年 6 月
URL: http://www.bousai.go.jp/taisaku/minaoshi/kihonhou_01.html